

みなさまの手で、**加東市**をより**元気なまち**に！！

『**まちづくり活動**』を追加募集！！

地域の活性化、および市民のみなさまと行政との協働のまちづくりを推進するために、市内で行うまちづくり活動に補助金を交付し、活動を支援します。

■コースは4種類！（応募できるのは、いずれかの1コースのみです。）

コース	対象活動	補助率	補助上限額 (予算の範囲内)
一般コース	市内で行う、市の歴史や自然、産業、文化等の啓発、伝承を促進する活動、または地域コミュニティの推進に関する活動で、 地域の活性化が図られる広域的なもの。	対象経費の60%	20万円
スタート応援コース		対象経費の100% (3年目は80%)	
テーマ解決コース	市が定めたテーマに基づいて行う活動のうち地域の活性化につながる広域的なもの。	対象経費の100%	30万円
コロナに負けない元気なまちづくりコース	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民を元気づけ、地域の活性化が図られる活動。		20万円

※活動は令和3年度中に完了するものとします。

※**❶**慣例的な活動、**❷**団体内部にとどまる活動、**❸**営利目的の活動、**❹**政治、または宗教を普及する活動、**❺**反社会的な活動、**❻**国、県、市、および他の団体から補助金を受けている活動は対象外です。

※各コースには、それぞれ要件があります。詳しくは、応募前に人権協働課にお問い合わせください。

◎テーマ解決コース

❶人口の維持・増加、または交流人口の増加・加東市の知名度アップにつながる活動

例市外の方を対象とした市民農園体験や就農体験

❷男女共同参画や女性活躍の推進につながる活動

例女性の起業支援等、女性活躍を推進する事業

❸国際交流や多文化共生の実現につながる活動

例在住外国人やその子どもを対象とした日本語教室

◎コロナに負けない元気なまちづくりコース

例地域コミュニティ活動のオンライン化を進めるための講習会の開催

例地元住民の読み聞かせの動画配信による、地域昔話の次世代伝承

応募方法 必要書類を持参、または郵送

※必要書類は、人権協働課、市立公民館、市立図書館等にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

応募期限 9月30日(木) **応募先** 人権協働課

対象 下記の**❶**～**❸**を全て満たす団体

❶市内に活動拠点がある **❷**代表者が加東市民である **❸**構成員の半数以上が加東市民である

注意事項 □スタート応援コースは、設立後3年以内の団体に限ります。

□活動内容は、加東市まちづくり活動認定審査会で提案内容について口頭で説明していただきます。

□補助金の交付の可否は、同審査会で審査のうえ決定します。※審査会の日程は、応募団体に直接お知らせします。

☎市民協働部人権協働課(庁舎1階) 担当：清水拓朗 ☎43-0544 〒673-1493 加東市社50

市道の側溝に蓋を設置するには申請が必要です

車両の乗り入れや転落防止のために、承認なく側溝に蓋を設置することは、法律で禁止されています。

承認を受けず側溝にブロックや鉄板を設置すると、降雨時に道路から側溝への雨水の流れを妨げるだけでなく、蓋がずれ落ちたり、車両の重さに耐えきれず壊れたりして、事故の原因になります。事故が発生した場合、設置者(所有者、または使用者)に損害賠償責任が及ぶことがあります。

市道の側溝に蓋を設置する場合は、市に道路工事施工承認の申請をしてください。

詳しくは、土木課にお問い合わせください。

◆道路工事施工承認

道路工事施工承認を受けると、市道に関する工事を行うことができます。工事完了後は、市道の一部となり、管理は市が行います。

申請費用は無料ですが、工事費は申請者負担となります。

◆蓋がけ承認基準

□使用する側溝蓋はコンクリート蓋、グレーチング(※)ともに耐荷重25t以上のもの

□4m内に1m以上のグレーチング(※)を設置するもの

□3mを超えて連続するコンクリート蓋の設置は不可

□鉄板やブロック塀等に使う穴あきのコンクリートブロックの設置は不可

※金属製の格子状になっている側溝蓋

必要書類や申請方法等詳細は、市ホームページでご確認いただくか、土木課にお問い合わせください。

☎都市整備部土木課(庁舎3階)

担当：堀井里嵯 ☎43-0505

<https://www.city.kato.lg.jp/kakukanog-oannai/toshiseibibu/dobokuka/download/1454056701865.html>



動物愛護週間 9月20日～26日

動物愛護管理法では、動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めていただくため、毎年9月20日～26日の期間を動物愛護週間と定めています。

飼い主のみなさまには、動物が健康で快適に暮らせるように環境を整え、地域や周囲の人に迷惑をかけないようにする責任があります。飼い主としての責任やマナーを再確認しましょう。



□動物の習性等を理解し、適切にしつける。

□最後まで責任をもって飼育する。

□散歩のときは必ずリードをつける。

□犬の場合は、鑑札や狂犬病予防注射済票を首輪につける等、動物が迷子になったときでも、飼い主がわかるようにする。

□ふん尿等により、地域環境を悪化させるので、野良猫や野良犬に餌を与えない。

☎市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当：高芝優子 ☎43-0502